

橘町の見どころ

まちの歴史シリーズ ④9

橘町HP <https://tachibana-net.jp>

歴史・史跡をクリック

発行：橘町まちづくり推進協議会
ふるさと部会
発行日：令和8年7月1日
責任者：吉野 勝美
原稿作：宮下 正博
事務局：橘公民館 22-3884

今月号の案内者は

なるせくちょう こが まさあき
鳴瀬区長 古賀 雅章さん



先月号で、1176年頃の^{しょうかん}荘官
の^{しょうかい}紹介のあったバツェン、そん
前に、橘にどが^んして荘園の出
きて来たか、「**長島庄の成立過程**」
のテーマで説明してくんしゃい。
そこには、あの^{きよもり}清盛さんも関係しとっ
たけん、そこんところもナ〜イ。

●OK。今回は武雄神社に残さ
れた古文書で説明するけど、
^{だいぶ}大分むつかしい話になるよ。



●まず、武雄神社の古文書で古いのは
951年の文書。「**四至実俵状**」★①と
呼ばれ、佐賀県でも一番古いんだ。
この時点で、武雄神社が長島荘内に
一定の権利を押えていたことが分る
ものなんだ。

●次に古いのは1109年の文書で、
公業さんがやってきた1237年から
すると、128年も古いもの。

毎年、武雄社に「^{こうしん}貢進（寄付）」を
認めるもの★②で、これも武雄神社の
権利を認めるものだよ。

●この毎年の文書が「^{ほうめん}奉免状」に変わった
★③のが1114～1124年のもの。
長島荘の研究者、服部先生は「長島荘
の前身（プレ長島荘）が成立したの
では」と考えられているネ。

註）1121には発行者が俵田所へ変更されている

●1125年から30年間は武雄社への
奉免状がないから、「**実力者の荘園が
できた**」と考えられているね

●1159年、肥前で^{ひゅうがたろう}日向太郎の乱★④
〃 年、武雄社への寄進再開

●1172年、長島荘が^{れんげおういんりょう}蓮華王院領に

●主な登場人物



1109年大宰府使



散位長蔵



武雄社宮司

今月号は専門的で詳しくすぎるわよ。
興味のある人だけ読んでね。



★① ^{ししじつけんじょう}四至実俵状（951年）佐賀県一古い文書

註）AIイラスト
御船山の麓に武雄神
社がありました。
武雄川の周囲に田畑
が開墾され、951年
には武雄神社の領域
となっていました。
大宰府の役人が神社
の僧立会のもと、実
地確認をしています



四至実俵状

古文書に書いてあることを簡単に説明するわね。

「武雄社の四方の境界（^{しし}四至）は次の通り

東限：長嶋大路の鎮祭限

（※記録上長嶋地名の初出）

南限：犬飼横尾の妙見西太和

西限：布留恵野の伊牟田大溝

北限：宮崎登りの長道

立会人 武雄社伴氏、五所官長…実俵使加賀権守」



※四至（「しいし」ともよむ）の重要性

当時はどこからどこまでが神社の土地かを明確にすることが、免
税（不輸）や権利を守るために不可欠でした。

四至を大宰府（国）の役人が実俵して確定している（つまり武雄
社の権利を認めている）重要な文書です。

※この佐賀県一古い文書レプリカは武雄神社で見ることができ
ます

たぶん こうじゃなかったらどうか？

前号からさらに 100 年遡って
900 年前を AI で予想



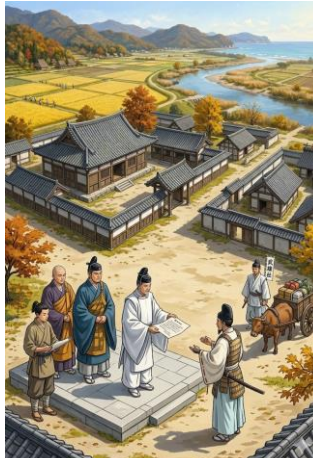
★②「貢進状」(1109) を渡す図 (四至実俟状から 158 年後)

右図：1109 年の武雄社古文書を AI に解読させ、
描かせたもの。下は AI が開設した文章

AI 解説「この文書は単なる私的な寄進状ではなく、国衙（国の役所）や郡衙（郡役所）の役人が関与する公的な手続きを経て作成されたものです。平安時代後期は荘園公領制が確立していく時期です。

国衙の支配下（公領）でしたが、地元の有力な武雄社は、自らの経済的基盤を確保するために、周囲の公領田（上分田）を寄進という形で自らの支配下（神領）に組み入れようとしていました。国衙や郡衙は、その寄進を公的に承認する役割を果たしています。「上分田」の寄進は、その田地から上がる収穫（年貢）の納入先を、国衙から武雄社に変更することを意味します。国衙にとっては収入減となりますが、神社の権威や地域の安定のために認めざるを得ない面がありました。

（貢進状は市立図書館で閲覧できます）



ここは北方の郡衙 まだ立派です



1109 年の郡衙

1237 年の郡衙はこう
変わります (5 月号掲載)

註) 図では、郡衙はまだ荒れ果てていません。郡衙が板葺きやワラ屋根でないのは、北方町に古代の窯跡が残っているので瓦ぶき屋根を選びました。

註) 5 人の人物は、白装束が国派遣役人、後ろが郡衙役人と図師僧、手前に書生です。向かい合っているのが武雄社僧です。

註) 「使（つかい）」は、国衙からこの特定の任務のために派遣された上級使者です。彼は「散位（無官の貴族）」であり、おそらく中央（京）ともつながりのある身分の高い人物です。

注) 絵は AI に描かせ、宮下が一部加工を加えました

★③奉免状へ変わる (1114 年)

1109 年から 1113 年までは、毎年国の役人が北方の郡役所に来て「貢進状」^{さす}を授けていました。

しかし 1114 年になると、荘の政所と武雄社だけで文書が交わされています。(役所の関与が薄まったということ)

AI は下の絵や、ふきだしの様に解析しました。

荘園政所の内部。政所の長が武雄社に奉免状（税を免除する書付）を渡しています。

武雄社使
伴氏



荘政所（郡役所ではない）の散位長蔵

長蔵殿、これでございます。国衙の役人の顔を見ずに、上分田の免を決められたことは、武雄社にとって大きな一歩。これも政所の長蔵殿のご尽力あってのこと。

使殿、これでこの二町八反は、我らの手で守れる。国の役人が根掘り葉掘り聞き回ることもない。武雄社への貢納は、これで滞りなく、かつ、より確実なものとなりましょう。この散位長蔵、長島庄の安泰のために、政所を預かる身として、伴氏と共に歩む所存ですぞ！

註) 「貢進状」は、武雄社へ寄付をする形でしたが、「奉免状」は国衙や郡司がかかわっておらず、「政所」と使いの両者間の文書となっています。このことは、国（郡衙）の関与から荘園の政所の関与へと変わったことが予想されるので、服部先生は、長島庄の前身となる荘園が出来たと考えられました。

★④以後は次回へ持ち越し!! 日向太郎も清盛もまだまだでした(@_@) 次号も長島荘の成立過程!!